

青森県報

第二千二百五十四号

平成十五年
十一月十九日
(水曜日)

目次

告 示

保安林の指定予定	……………	(林政課)	…	一
右 同	……………	(同)	…	一
漁船保険付保義務の発生	……………	(水産振興課)	…	二
公有水面埋立て工事のしゅん功認可	……………	(整港漁場 備課)	…	二
青森県指定金融機関等の指定の一部改正	……………	(経 理 課)	…	三
公 告	……………			
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	……………	(経営振興課)	…	三
建設業者の許可の取消し	……………	(十和田県土 整備事務所)	…	三
右 同	……………	(鯹ヶ沢県土 整備事務所)	…	四

告 示

青森県告示第七百二十七号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡十和田湖町大字奥瀬字北向一七五の四二、一七八の三〇一

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田湖町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

青森県告示第七百二十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

上北郡東北町字太田平二九の二二八、四一の四六〇、四一の四六三、四一の四六

五

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び東北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第七百二十九号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による次の発起人の次の加入区に係る届出について審査した結果、同法第百十二条第一項の規定による同意があつたと認めため、同法第百十二条の二第三項の規定により公示する。

平成十五年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

発 起 人 の 住 所 及 び 氏 名	加入区の名称
上北郡六ヶ所村大字尾駮字野附四八番地 木 村 常 紀	六ヶ所海水
上北郡六ヶ所村大字尾駮字家ノ前四六番地一 高 橋 義 経	
上北郡六ヶ所村大字倉内字切揚場一三五番地二 鳥谷部 信 一	

青森県告示第七百三十号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、平成十四年七月十七日免許した公有水面の埋立てについて、同法第二十二條第一項の規定により、平成十五年十一月十二日次のとおり埋立てに関する工事のしゅん功の認可をしたので、同条第二項の規定により告示する。

なお、免許等の関係図書の写しは、この告示の日から起算して十年を経過する日までに三厩村役場に備え置いて縦覧に供される。

平成十五年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 認可を受けた者の住所及び名称並びにその代表者の住所及び氏名

- 1 認可を受けた者の住所及び名称

青森市長島一丁目の一
青森県
代表者の住所及び氏名

- 2 代表者の住所及び氏名

青森市長島一丁目の一
青森県知事 三村申吾

二 埋立区域

- 1 位置

の区域 東津軽郡三厩村字本町一八六の地先公有水面

- 2 区域

の区域 東津軽郡三厩村字本町一四及び一五の地先公有水面
の区域

次の 地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成四年六月二十六日付け青森県指令第二六九〇号でしゅん功認可された埋立地と公有水面との境界線(東京湾中等潮位プラス〇・六三四メートルにより決定)により囲まれた区域

の地点 東津軽郡三厩村字新町地先に設置された三厩漁港北防波堤灯台(北緯四一度一分四四秒、東経一四〇度二六分二五秒) から二三七度〇六分四四・二〇メートルの地点

- の地点 から三二度三七分一〇・三九メートルの地点
- の地点 から一二度三七分〇・六三メートルの地点
- の地点 から三二度三七分一五四・七三メートルの地点
- の地点 から四度五七分三九・五三メートルの地点
- の地点 から九四度五七分八・七七メートルの地点
- の地点 から四度五七分〇・六三メートルの地点
- の地点 から九四度五七分一・六〇メートルの地点
- の地点 から一八四度五七分四〇・一五メートルの地点
- の地点 から二一四度三九分九三・〇五メートルの地点
- の地点 から一七九度〇一分一三・三七メートルの地点

の地点 一の地点から二二四度三三分六六・三九メートルの地点
 の区域
 次のの地点から の地点までを順次に直線で結んだ線及び の地点と の地
 点を直線で結んだ線により囲まれた区域

の地点 東津軽郡三厩村字新町地先に設置された三厩漁港北防波堤灯台（北緯
 四一度一分四四秒、東経一四〇度二六分二五秒）から二三九度〇三
 分三六三・五五メートルの地点

の地点 一の地点から三五九度〇六分一〇・八三メートルの地点
 の地点 一の地点から三四度三九分九二・五九メートルの地点
 の地点 一の地点から一八四度五七分五・八〇メートルの地点
 の地点 一の地点から二七五度五七分〇・七三メートルの地点
 の地点 一の地点から二二二度三七分九四・〇九メートルの地点
 の地点 一の地点から二二二度三七分〇・六三メートルの地点

3 面積

の区域 二、〇〇八・八八平方メートル
 の区域 三六一・七八平方メートル
 合計 二、三七〇・六六平方メートル

青森県告示第七百三十一号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号（青森県指定金融機関等の指定）の
 部を次のように改正し、平成十五年十一月二十五日から施行する。

平成十五年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号の表中

- 「東奥信用金庫平賀支店」
- 「東奥信用金庫平賀支店」
- 「東奥信用金庫平賀支店」
- 「南津軽郡平賀町大字柏木町」
- 「南津軽郡平賀町大字本町」
- 「南津軽郡平賀町大字本町」

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ
 た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）県民生協三内店
 青森市大字三内字丸山一の七
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 青森県民生活協同組合
 青森市大字羽白字沢田三〇一の一
 理事長 井筒智義
- 三 意見の概要
 県の意見なし
- 四 意見書の縦覧
 1 場所 青森県商工労働部経営振興課及び青森市役所
 2 期間 平成十五年十一月十九日から同年十二月十九日まで
 3 時間 午前八時三十分から午後四時四十五分まで
 ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり
 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
 平成十五年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 工北株式会社
- 二 代表者の氏名 戸館 美恵子
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡七戸町字豊間内二四
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第一六四〇七号
- 五 取消年月日 平成十五年十月三十一日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、及び・土工、石、鋼構造物、舗装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十五年十月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年十一月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社吉英建設
- 二 代表者の氏名 吉田 茂夫
- 三 主たる営業所の所在地 西津軽郡岩崎村大字黒崎字小浜二二五の七
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一二)第一四九五号
- 五 取消年月日 平成十五年十一月十日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、建築、及び・土工、石、舗装、しゅんせつ、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十五年十一月四日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭